

●香川県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、医療法人日昭会岡病院介護医療院を指定したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

令和3年1月29日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1・2 略			1・2 略		
3 介護医療院			3 介護医療院		
名称	所在地	指定年月日	名称	所在地	指定年月日
<u>医療法人日昭会岡病院介護医療院</u>	<u>さぬき市志度1562</u>	<u>令和3年1月21日</u>	医療法人圭良会永生病院介護医療院	略	
医療法人圭良会永生病院介護医療院	略				
4～6 略			4～6 略		